

札幌対第 50550 号
令和 5 年（2023 年）10 月 30 日

北海道の罨問題を考える会 御中

札幌市環境局環境都市推進部
環境共生担当課

声明文に対する回答について

令和 5 年 9 月 11 日付けの「公開質問状回答に対する声明文」について、下記のとおり回答させていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

質問 1 の回答

電気柵の設置状況については、別紙をご参照ください。

ヒグマの「命に関する考え方」ですが、札幌市では、「さっぽろヒグマ基本計画 2023」に基づき、市民の安全・安心を確保したうえでのヒグマとの共生を目指しています。この計画でも示しているとおり、すべてのヒグマを駆除するのではなく、共生を目指すため、電気柵設置や放棄果樹伐採など侵入抑制策も実施しているところです。

質問 2 の回答

「札幌市ヒグマ対策委員会」は、本市のヒグマ対策の方針や出沒時の対応について協議・決定をする組織であり、必要に応じて所轄警察署等の関係機関や専門家（北海道立総合研究機構、北海道猟友会札幌支部など）の意見を仰ぐこととしています。

ヒグマが入り込む可能性についてですが、駆除の前後に関わらずゼロとはならず、人里周辺に生息するヒグマがすべて問題個体で駆除対象となるとは考えておりません。市民がヒグマについて考えて、ヒグマに関する問題を自分事として捉え、自らができる対策、例えば「ヒグマが頻繁に出沒するよう地域では、自宅周辺や畑について、市民自らが草を刈り払いしたり、電気柵を設置したりする対策を行うこと」も大切だと考え、基本計画でもお示ししているところです。

質問3の回答

箱わなに使用している誘引餌については、誘引餌を知ることにより、真似をして動物の写真を撮ろうとする人が出てくる可能性があるなど、安全面等の点からお答えできません。

当該ヒグマは、「さっぽろヒグマ基本計画 2023」で定める有害性レベルⅡの状態であると判断し、市民の安全・安心のため、箱わな等による捕獲・駆除を決定したところであります。

また、札幌市近郊における効果的なヒグマ対策を実施するためにも、ヘア・トラップ法及びカメラトラップ法によるヒグマの生息状況調査が必要であると認識しています。

質問4の回答

熊胆を含む提供試料以外の部位については、提携協定に基づき、酪農学園大学にて適正に処理していることを確認しています。

なお、提供部位の私物化等が起こらぬよう、協定でも利用目的を調査研究のためと限定しています。

質問5の回答

試料の提供は、札幌市と酪農学園大学との連携協定に基づく「調査研究」の一環であり、ガバナンス違反ではないと認識しております。

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課
(電話：011-211-2879)